

令和3年6月7日

保 護 者 様

大阪市立市岡中学校
校長 西川 孝治

就学援助の申請について（最終締切日のお知らせ）

就学援助制度は、経済的な理由で子どもたちの学習が妨げられることのないよう、学校教育にかかる費用について、保護者の負担を軽減するためのものです。

つきましては、最終の提出期日が迫っておりますのでお知らせいたします。申請を予定されている方で、まだ関係書類を出されていない場合は、次のとおりお早めにご提出ください。

1. 提出期日 **6月30日（水）**

- ・この期限を過ぎますと、申請日での認定となり、認定日以降の実費分しか支給されません。必ず期日までにご提出ください。
- ・「申請理由を証明する書類」の提出が締切に間に合わない場合は、申請書のみ先に提出し、後日証明書類をご提出ください。

2. 提出先 **市岡中学校 事務室** (〒552-0003 港区磯路1-5-21)

[紛失や行き違いなどのトラブルを避けるため、できる限り保護者の方の持参または郵送をお願いします。]

3. その他

- ・申請には、所得証明書等の「申請理由を証明する書類」が必要です。
申請書とあわせてご提出ください。
(税情報利用による申請方法は、5月14日で受付を終了しています。)
- ・申請理由7番「生活福祉資金の貸付決定を受けた方」(新型コロナウイルス感染症特例による貸付を含む)については、前年度に貸付決定を受け、かつ生活福祉資金の貸付返済中(据置期間含む)についても対象となるため、お確かめのうえ申請してください。
- ・生活保護を受給されているご家庭でも、年度途中での要保護の廃止となった場合にすぐ就学援助へ移行できるよう、申請をお願いします。
特に3年生は修学旅行費の支給については、就学援助費から行われるため、必ず申請書を提出してください。(修学旅行費は実費額が支給されます。)

ご不明な点がございましたら、学校または学校運営支援センターへご相談ください。

か な や
大阪市立市岡中学校 事務室 金谷 ☎ 06-6572-7231
学校運営支援センター就学支援グループ ☎ 06-6115-7653